

綱 領

1. 吾々の権利を、社会正義の立場に立脚し、労働運動を通じて、吾々の生活を安定向上させる。
2. 吾々は、常に暴力と独裁を排斥し、自由にして、健全なる発展を期す。
3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、人道的任務の達成に寄与する。



平成4年
5月25日
発行
第137号

発行所
日本赤十字新労組合連合会
(日赤新労)
東京都港区浜松町2-2-14
K1ビル802
TEL (03)3433-3028
発行責任者
梅村正一

夏期手当要求額23.5割一律3万円

統一要求日は5月18日

平成四年度

第一回中央委員会開催

各部会活動方針を決定

五月九日、十日の両日、琵琶湖に程近い滋賀県栗太郡栗東町にオープンした「日赤滋賀りっとう山荘」において、平成四年度第一回中央委員会が開催された。

今回の開催地は日赤新労の念願であった西日本地区の保養所として開設された同山荘を披露するためであったが、百名近い参加者を得たことは、保養所建設に対する関心の深さが伺いられるところである。

第一日目の九日は、午後一時から部会、三時から専門部会が開催され、当面の問題について熱心に討議された。

第一日目の中央委員会は、出席中央委員二十五名(うち委任状四名)、オブザーバー七〇名が

〈各部報告〉

【組織部】 組織部中央委員とオブザーバーを交え、当面の問題の情報交換をしながら、今後の活動方針を協議した。

【教宣部】 (1)ブロック初心者研修会 今年度の初心者研修会は各ブロックで開催し、予算枠の範囲内で実施することとする。

【婦人部】 (1)保育所について 保育所未設置施設でのアンケート調査を報告。

【各専門部報告】 (1)病院部 (1)四週六休について 実施状況、実施にあたっての諸問題を討議。

【調査部】 (1)夏期及び年末手当 (2)年末年始特別出勤手当 (3)特別昇給制度 (4)初任給基準の状況

【審議事項】 一、平成四年度ベアについて

人事院勧告等と見合わせて、今後の方針は本部一任となり、署名簿を交渉の課程で有効に活用して行くこととなった。

【第二ブロック】 ●印は代表中央委員、闘争委員を兼ねる。 ●大向廣治(八戸日赤) 〓教宣

【第三ブロック】 ●高沢茂正(飯山日赤) 〓調査

【第四ブロック】 ●西村和典(大津日赤) 〓組織

【第五ブロック】 ●池原 準(鳥取日赤) 〓教宣

平成4年4月1日 オープン!! 日赤滋賀りっとう山荘

施設内容

- 収容内容 90名
- 宿泊室 和室8室、洋室4室(うち特別室2)
- 研修室 大(108名)・中(30名)・小(20名)
- その他 娯楽室(囲碁・将棋等)、野球場2面

交通

- 電車: JR琵琶湖線『栗東駅』より12km車で約20分、JR琵琶湖線『草津駅』より12km車で約20分
- 車: 名神栗東インターチェンジより8km約10分
- ※赤十字関係者が利用の場合は、宿泊料金は1泊につき500円引きになります。



●お申し込み・お問い合わせは……
日本赤十字社 滋賀県支部 まで
TEL. 0775-22-6758
FAX. 0775-23-4502



熱心に討議が行われた第一回中央委員会

職員駐車場、一般職(口表、休日)の特別出勤手当、保育所の新

一、平成四年度ベアについて



活発に意見が交された婦人部会

討議の結果、夏の配分の

二、夏期手当について

【第二ブロック】 前内雅美(芳賀日赤) 〓教宣

【第四ブロック】 ●西村和典(大津日赤) 〓組織

【第五ブロック】 ●池原 準(鳥取日赤) 〓教宣

【第六ブロック】 ●馬場拓春(今津日赤) 〓調査

【第三ブロック】 ●高沢茂正(飯山日赤) 〓調査

●岩井健一(福岡支部) 〓組織

●伊藤博紀(名一日赤) 〓教宣

●中橋祥隆(徳島血セ) 〓組織

●今度道明(名一日赤) 〓組織

●加藤洋子(名一日赤) 〓組織

●駒井一洋(名一日赤) 〓教宣

●加藤洋子(名一日赤) 〓組織

昇格制度の改正について

職員が上位の職務の等級へ昇格する場合は、その担当する職務内容の複雑困難及び責任の度合いがより高くなることから前提になっています。

この改正に伴って、現行の仕組みでは昇格後の給与は原則として、昇格前の俸給月額と同額か直近上位の額の俸給(以下対価俸給)として支給されているため、昇格しても給与はほとんど上昇しないことになっており、職務給の原則からみると検討の余地がありません。

近年の職務の高度化等の事情を踏まえ、こうした昇格後の給与の状況をみた場合、民間においては昇任・昇格をする給与月額もかなり上昇することが一般的になっており、また、職務給の原則を前提にするとして、昇格する場合は相応の給与額の引き上げが行われることが適当であると考えられます。

そこで今回改正される昇格制度は、表1に掲げる「対象となる職務の表」に昇格する場合の対価俸給を、現行制度の昇格時の俸給に比し一俸上位の俸給とするようになります。

この改善は、平成4年4月1日から行われることとなりますが、急激な変化を避けるため、四年間にわたって段階的に行うこととなります。すなわち、平成4年度の昇格者については三短、平成5年度は六短、平成6年度は九短の有利性をそれぞれ持つこととなります。

「付則」平成7年度における昇格は、対象等級より下位の等級より昇格させる場合のみ一俸上位に格付けする。

表1 昇格制度の表

昇格対象	対象等級	下位等級
一般(一)	D	E
一般(二)	C	D
医療(一)	C	D
医療(二)	C	D
医療(三)	B	C

一、昇格時の俸給の決定
平成7年4月1日以降、表1の特定等級表に定める等級以上の等級(以下「対象等級」といふ)に昇格させる職員については、現行の決定俸給より一俸上位の俸給に決定する。

二、昇格に関する平成7年度までの経過措置
急激な変化を避けるため、平成4年度から平成7年度までの間(以下「調整期間」といふ)は、次の経過措置を設ける。
①平成4年度から平成6年度までの間に、対象等級に昇格させた職員の決定俸給は、現行の俸給とする。

昇格制度の改正に伴う在職者調整

今回の改正に伴って、すでに表1に格付けされている職員に対しては一定の調整を行うこととなり、これによって在職者調整または新昇格制度の適用を受けるすべての職員について、平成7年度には一俸までの有利性が得られることとなります。

この調整の導入は、初任給がこの二、三年大幅にアップしたことによる在職者とのバランスが崩れてきたことに対する是正の意味もあり、また一俸俸アップは大幅な給与増につながることから、昨年来本社の交渉を強力に進めてきた結果なのである。

日赤に導入される昇格制度の改正案

要点

一、昇格時の俸給の決定
平成7年4月1日以降、表1の特定等級表に定める等級以上の等級(以下「対象等級」といふ)に昇格させる職員については、現行の決定俸給より一俸上位の俸給に決定する。

二、昇格に関する平成7年度までの経過措置
急激な変化を避けるため、平成4年度から平成7年度までの間(以下「調整期間」といふ)は、次の経過措置を設ける。
①平成4年度から平成6年度までの間に、対象等級に昇格させた職員の決定俸給は、現行の俸給とする。

ご存知ですか？ 健康保険法が一部改正されました

1 保険料率の引下げ

千分の84と定められていた従来の保険料率が、四月から千分の82に引下げられ、実際には五ヶ月分の給料から差し引かれる保険料の額が変わりました。

2 分娩費の最低保障額と配偶者分娩費の額の引上げ

今まで、被保険者本人が分娩した時に、分娩費として本人の標準報酬月額のおよそ半額が支給され、その額が二〇万円を超えない時は、二〇万円を最低保障額として支給されていましたが、その最低保障額が二四万円に引上げられました。

3 出産手当金の支給期間の改正

女子被保険者が出産のため休業して給与が得られない時に、分娩の日前四二日(多胎妊娠の場合は七〇日間)、分娩の日以後五六日以内で出産手当金が支給されてきましたが、これが分娩の日(分娩の日が分娩の予定日である時は分娩の予定日)以前四二日(多胎妊娠の場合は七〇日間)から分娩の日後五六日以内に改められました。従って分娩予定日より分娩が遅れた場合でも、遅れた日数だけ余計に分娩手当金がもらえることとなります。(本年四月一日以後に分娩した人が対象)

4 標準報酬月額の上限・下限の改定

標準報酬月額の上限については、今まで七万円未満の給与の人は標準報酬月額が六万八千円と定められていたが、十月一日から八万三千円未満の給与の人は標準報酬月額が八万円となります。

また、今まで六万九千五百円以上の給与の人は標準報酬月額七万円と定められていたが、その標準報酬月額上限が引上げられる予定です。(後日、政令によって定められ、十月一日から施行の予定です。)

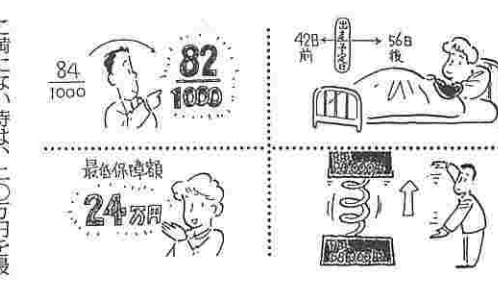


表2 応用例

定算月	4月	10月
前年度	D-9	D-9
H4年4月	D-10	
	7月	
	10月	
H5年1月		
	4月	
	7月	
	10月	
H6年1月		
	4月	D-12
	7月	
	10月	
H7年1月		
	4月	
	7月	
	10月	
H8年1月		

3短効果月を表示

が、それを適応せず改正前の給与と実績の規定で実施する。(この人は平成六年四月の昇給は十二ヶ月効果の恩恵を受けているため、他との逆転現象を防ぐためである。)

六、適用期日
改正後の要綱の適用期日は、平成四年四月一日とする。

昇格の際に、双子・三つ子となった場合は、短縮期間が合算されますし、例外についても四年間での一俸俸分(十二短)の短縮が適用されます。

「北から南から」の恒例「ボウリング大会開催」芳賀赤十字病院職組

五月二十一日(木)、芳賀赤十字病院職員組合平成四年年度第一回ボウリング大会が行われました。参加予定者も八六名と好成績を挙げ、恒例の大会となりました。

我が街の素敵風景 福島赤十字病院職組

病院の屋上から見ると、緑に囲まれた高い屋根の音楽堂と円形のトンガリ屋根の古閑館は、外国の絵ハガキを見ているような感じがします。特に音楽堂の大ホールは二千二百名の客席があり、古閑館と記念館があります。

組合の恒例「ボウリング大会開催」芳賀赤十字病院職組

五月二十一日(木)、芳賀赤十字病院職員組合平成四年年度第一回ボウリング大会が行われました。参加予定者も八六名と好成績を挙げ、恒例の大会となりました。

古閑館と記念館

「陽の風流の通り」がテーマで、両サイドも多くの彫刻で飾られています。夜になるとライトアップされるのもあって、昼とまた違ったアートと出逢えて、とてもロマンチックです。

福島は温泉も多い事ですが、そのうち大会を予定していただきたき、皆さんの皆さんに文化の街福島を見ていただきたいと考えております。

恒例「ボウリング大会開催」芳賀赤十字病院職組

五月二十一日(木)、芳賀赤十字病院職員組合平成四年年度第一回ボウリング大会が行われました。参加予定者も八六名と好成績を挙げ、恒例の大会となりました。

北から南から

た。昨秋の賞品ほどではなかったですが、一位ゴールドスホンなど一六位までの入賞賞品、六個の抽選による特別賞、その他参加賞といくつか用意もして、楽しい親睦の一時を過ごされた大会でした。

尚、今回のチャリティは、白血病で入院しておられる当院看護婦の娘さんへのカンパということで集めて、七四、八七九円という善意のお金支援をさせていただきました。この紙面をお借りして、厚く御礼申し上げます。



単組新人役員研修会

ご案内

日時：平成4年7月18日(土)・19日(日)

テーマ：「職場における労働基準法のつかい方」

講師：宇都宮大学・松岡二郎氏

前橋 **ユタ** ホテル

〒371 群馬県前橋市表町2-24-6
TEL (0272) 23-0211 (代)

「新本部に組合への質問」。「労働条件」・「賃金」ほか意見・質問がありましたらお寄せ下さい。組合員であれば個人名で構いません。住所は本紙発行日の右上に記載しています。

○「北から南から」への原稿をお寄せ下さい。各単組での活動報告なども結構です。お待ちしています。

組の恒例「ボウリング大会開催」芳賀赤十字病院職組